

## 太田市農業転換支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱（令和7年1月16日付け6農産3345号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び群馬県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に基づき、太田市農業転換支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国交付要綱第5に定める事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、国交付要綱第4に定める取組主体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、国交付要綱第5に定める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(書類の整備等)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となった事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかななければならない。ただし、補助金の交付の対象となった事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、当該処分制限期間が経過する日まで保管しておかななければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。